（新聞紙條例第二條ニ基キ内務大臣ノ許可アリタル新聞紙）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

時事新報定價
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
自一行至十行	錢八	錢七	錢六	錢八厘
自十一行至廿行	錢七	錢六	錢五	錢九厘五毛
三十行以上	錢六	錢五	錢四厘五毛	錢五厘

時事新報

時事報報

國貧にして饑饉の災難に應ずるの法如何

我日本い東洋未開の一國より起りて僅か八間一代の間に西洋の諸國と其文明の前後を爭はんとするやどの決心なりしがゆゑに開國以後今日に至るまで舊き事物を棄てゝ新らしきを採用もる其數幾千萬ゐるを知るべからず國民の多事艱難貧に雲ふるに物おきあり而して斯る辛苦の後今日い既に其業成れるやと尋るゐ決して然らず前途尚は甚だ遼遠にまて正しく望洋の歎を免かれず殆んど人として氣膽失望事ろ中道ゐまて廢するの勝きるに如かざるかを疑はゝ免んとするまでおり幸にして今日までは全國の人心一致し勇氣凜然身と殺して文明と求むるの覺悟ありまがもゑに苦痛と忍び艱難を凌ぎて敢て自から其勞苦を感ずるともなかりしといへども近年全國の不景氣ゐ農工商業すべて其生氣と失ひ一年〳〵に衰弱まて次第ゐ回復の望みと減ぜ人に勇氣おく家に財産なく文明開化の議論の如きも漸く既に國力不相應の迂濶談たらんとするの有樣ゐ推し移りたるは實に慨歎もるゐ餘りありといふべきなり日本の國情實ゐ斯の如く甚だ悲しむべきなりといへども然ども國の文明開化の事亦決まてゆるがせにすべからず去れば之や我日本政府が文明國の体面を維持せんとするに汲々たる殆んと他事に心と及ぼすの暇おからんとするまでおり陸軍増さゝるべからず鎮臺築うざるべからず軍艦造らざるべからず官廳建築せざるべからず教育盛にせざるべからず警察嚴にせざるべからず北地開拓せざるべからず南島警備せざるべからず曰く何曰く何とて其事國より枚擧もべ兄にあらず事繁ければ隨て此事ゐ任ずる人の多きを要するは無論の事ゐして年々歳々文武官吏の數增加して今い十萬ゐ達するも近日の内に在るべき實勢を見るに至りさり盛おりと云はざるを得ず事繁く人多ければとれゐ要する所の費用も莫大にして中央政府の歳出年々に增加まて目下既に七千五百萬圓の譯と聞くゐ至れりおれゐ地方費區町村費等を合すれば全國一年の政費大數一億二千萬圓ゐ下ふず決して少なしと云ふべからざるおり此貧困なる國民にして此少おかゝざる政費と支辨するは如何に文明の爲先なりとい云へ難分困難なる事と云はざるを得ず夫れも數年前に在ては紙幣の價甚ぶ安く正貨一圓と以て紙幣一圓五十錢内外を買ひ得さるがもへゐ一億圓の政費といふとも其實は六七千萬圓の負擔たりしに過ぎざりしといへども今日い然らず紙一致して一圓い即ち正味の一圓と要するとなりさるがゆへに稱呼上に於て政費の金額に增加おきも其實は四五割の增加おるべきに況まて其金額をも增加し之と補充するが爲兄に醬油税菓子税おととして近年追々新税の現いれたるも少なからざるに於てをや國民の困難想ふべきおり身は日本國民とまて日本國天地に棲息しおがら租税の義務を果さずと能わずして多くも為ふぬ財産を公費處分に附せらるゝ者近來國中到る處に充滿するを見ても民情れ如何と察知するゐ足るべ兄おり然れども文明開化の事止む可らずとすれば國民多少れ困難を憚りて政務の方向に在て其事甚だよく舉がれきにあらず政務今日の方向に增加するの恐あるとも減少ば政費も亦今日より次第に增加するの恐あるとも減少そるの望なかるべし果して然りとせば今の日本國民はよく長く此政費を支辨し得て文明の事に差支なきと得べ兄や如何此事甚ぶ思案を要もるの點おるべき日本國民が富を作るの道も前日ゐ比すれば漸く進歩改良またるに相違おるとも雖ども其進歩改良は果してよく今れ文明と求むるの費用と併行するとを得るや否や甚ぶ氣遣はゝ日本の新富源と稱する生糸製茶に於てすら其外國ゐ賣出す全額と合算するも僅かに二千萬圓ゐ過ぎ毫日本國内に富と作るの道の尚は甚だ乏おきと知るゐ足るべし何程最負の眼と以て見るも今の日本國民の理財法は收支相償ひて收入に餘剩あらんと云ふと雖ども平時に於てすら既に斯の如しとすれば一旦天災地異の爲め全國凶年の沙汰おふんか既に貧困衰弱を極め姑息縫かに生命と維持もる此國民にまて爭かで臨時に一年の日月を支ゆるの餘力あらん老幼い空ゑく家ゐ餓死ゑ壯者は散して四方に流離ゑ全國荒涼到る處に無人の地を見出もととなるあらん此時に當り文明の事何程に大切おりとするとも又政府收税の法何程に巧なりとするとも實に無きものは入るべかゝず歳入不足して歳出れ減少を要し必ず大に政務を省略するの必要に迫ゝるゝことあらん政費の不足を補ふの策は或は不換紙幣を發し或は外債を募るの例世間ゐ其事少なからずといへども是れ皆一時の權策にして度々繰り返し得べきものゐあらざれば此時に至て日本政府并ゐ人民の困難は蓋し非常のものあらんと想像せゝるゝおの斯る想像をまて遂にゐを實に見るの機會なからし兄んとするには時の尚は及ぶべきに當つて大に爲を所あるを要するや明白なるべし我輩は日本國民の貧しきを思ひ又凶年饑饉等の災害を想像して國事れ未來に憂苦すべ兄もの少小おらず早く全國民の一考を煩らはさんと欲そるものおり

官報

○海軍省令第三號

海軍下士卒家族扶助金給與規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十年一月二十六日　海軍大臣伯爵大山巖

海軍下士卒家族扶助金給與規則

第一條　海軍志願兵徴募規則ニ依リ出身シタル者現ニ下士卒ノ職役ニ服スル間ハ家族扶助金トシテ其家族ヘ一箇年ニ金十圓ヲ支給ス但單身戸主タル下士卒ヲ附籍セシメタル時ハ其者及單身戸主タル下士卒ノ附籍セシメタルモノニハ支給ノ限ニ在ラス○第二條　現役兵員ニ編入及歸休退職退役或ハ轉免死亡等其他現役一箇年ニ滿タサル時ハ其月數ニ應シ月割ヲ以テ支給ス○第三條　海軍刑法第百十九條第百二十條第百三十三條第百三十四條第百三十五條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其翌月ヨリ刑期滿限ノ前月マテ支給ヲ停止ス○第四條　地方廳ニ於テ扶助金下附ノ際家族失踪等ノ事故ニ依リ六箇月以上受領者ナキ時ハ其金額ノ支給ヲ停止ス○第五條　妻子又ハ復籍等ノ事故ニ依リ甲乙兩家ニ跨ル時ハ其月ノ現日數ニ割合ヒ送籍シタル前日迄ハ甲家族ニ支給シ其當日ヨリ乙家族ニ支給ス○第六條　毎年支給ノ金額ハ會計年度ニ依リ前半年後半年ノ二期ニ分チ前半年分ハ其年十一月ニ後半年分ハ翌年五月ニ地方廳ニ於テ下附ス○第七條　甲府縣下居住ノ者乙府縣下ニ移住スルコトアルモ毎年三月一日ヨリ前年度ノ後半年分下附ノ日マテ及九月一日ヨリ其年度ノ前半年分下附ノ日マテハ乙府縣ヘ該金下換ノ出願ヲ許サス各一期分ハ甲府縣廳ニ於テ下附スルモノトス○第八條　明治十七年九月六日以前ニ引續テ兵役ニ服スル者及志願兵徴募規則ニ依リ同日以前ニ徴募シタル者ハ一箇月金一圓七十五錢ヲ支給ス但其後ニ家族ヲ得タル者ハ第一條ニ依ル○第九條　第八條ニ依テ給スルモノ第二條及第三條ノ場合ニ在テハ其月十五日前後ノ區分ヲ以テ半額又ハ全額ヲ支給ス其他ハ前各條ノ支給法ニ依ル

○私生子の義伺及指令　去る十三日京都府より私生子を男子其子と認め婦女住所の戸長の允可を得たるときは之を庶子として男子の籍に編入すべきや庶婦女の籍に存在の儘其父の氏名等を明記し婦女の公生伺出でたるに去る二十二日司法省より伺の趣男子の承認を受けたる私生子は其父母たる男女結婚せざるとき庶子と稱すべきものあるを以て婦女に於て公生の子に引直すとも得ざる儘と心得べき旨指令あたり

（以上本年一月二十六日官報）

雜報

○露國虛無黨　露國政府は今度多人數結合ゐゝる虛無黨の一組織を發見しゐるが其黨員い重ゐ彼得斯堡モスコー及びヴラジミール府の製造所ゐ使役さるゝ職工ゐまて既に捕縛におりたるもの多ゐと十二月廿三日彼得斯堡發の報に見へたり

○文明國都府の死人比例　英國の統計局長が近頃調査したる統計表ゐ據るば文明國の重ゐる都府に於て人口千人に對する一年間の死者の比例は左の如くおりと云へり

カルカツタ	一七
ボンベイ	二三
マドラス	三四
巴里	二二
ゼネヴハ	一〇
ブラツセル	二八
アムステルダム	二二
ロツテルダム	一七
ハーグ	二五
コペンハーゲン	二四
ストックホルム	二三
クリスチヤニヤ	二一
聖彼得斯堡	二七
伯林	二一
ハンアルグ	一八
デレスデン	二〇
ブレスロウ	二二
ミユニチ	二五
ニウカツスル	二〇

雜納	二〇
フラグ	二〇
バタベスト	三三
ペニート	三〇
カイロ	五三
苏歷山亞	五七
紐育	三四
ブルークリン	一九
ボルチモール	二三
ダブリン	二〇
エジンバラー	二〇
グラスゴー	一九
リバプール	二三
倫敦	一八
ボルツモース	二〇
マンチエスター	二八
ハリハツクス	一九
ニウカツスル	二〇

○米國通信、十二月三十一日桑港發

ノルマントン事件の續報一たび當地に達してより在留の日本人中にゝ多少日本公共の事に注目する人々は早くも何か本件につきて爲そことならひとする折柄便船の桑港と共に日本新聞紙の贈し來る事情により當地の日本人も應分の義捐金と爲さむものと兼已に前回の便船を以て多少の送金となしたり然るゐ茲に日本人中にて名望家を以て常に在留の同胞より尊敬せらるゝ或部の人々は右の渠全者と大に其意見と異ゐし義捐の一擧臧ゐ必要なれとも今我々のサンフランシスコに在る位置を考ふれば却て此事件の詳細を米國の志士ゐ訴へて其曲直正邪の存する所を明示もるゐ之得策おらめと已ゐ一二回れ會議を開究たる末該公判の終結を待ち判決如何に由りて右の一事ゐ着手せらるゝ由おりまゝ然る所去る廿六日の入便にて其公判も既着せしを知り而かも右の人々の想像せしよりい多少公平の判決に近かりし故を以て本邦と英國との交際上にも差し響く譯なれとそれを中止するに極めたる由なり此事情ゐつきて諸氏の奉勸及び其感情の甚だ好みすべきもの少おからず特ゐ今の場合に於て之を日本の識者に知らせ世く

たとの必要ゐると云へり

（以上本年一月二十六日官報）

雜報

第千四百九十六號

明治二十年一月廿七日　木曜日

（壬辰）

（西暦一千八百八十七年）

に遭遇またるを以て至れり大事件とは云へ勢力の大戰爭の當そも事の起りは今ダー町に在るケーちて錢線を通じ之蒸氣力と以て之が架せる餘線の俄かの起りしものか、業か杯と頻りに取とな く動搖し殆んゐる人氣引立けく同盟罷業の起り日、米國人の習慣いらず右同盟罷業町の中央に採り出行もゐ激烈なる唱ト資本家を取止めパーク（金門園の人も一時ゐ恐怖を制止する樣子なを見物まて愉快と取此勢ゐも愿せゝ直少の運轉を企てらんとしたりしゲ先んとせしにゲ右罷業者を得、二社のとの其會社の資本家ふしめんと企てゐ相互に右二社を補助り是に至つて罷業の後の窮手段として左勢力社會を愛するたるを以て其不當り然れども彼輩之求と拒絶しより是の避く可らざる業するの己む可らと愛する人々よ諸否我々は信ゐて疑正の所作を恐まて共諸君は如何なるや諸君の胸中おい有るべしと雖も我を公言するに忙は助する第一策は諸に成立つ二會社れなり我々と彼等の一は一回ざも乘車せ如斯盲斷同斷ゐる苟るゐとを公にし乘客員數を減少する樣に倒業破産せゝ兄んゐ